



海老名市監査委員告示第 8 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年 7月 5 日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水



海老名市監査委員

宇田川



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 市民協働部 市民活動推進課
- 2 監査の実施日 令和6年5月30日
- 3 監査結果の公表日 令和6年6月13日(海老名市監査委員告示第6号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
海老名市都市間交流協会に対する補助金交付要綱において、本市と白石・登別両市との産業等の交流の促進を図ることを目的と定めているが、令和5年度の補助金については、要綱の目的とされていない相互応援協定都市への「湯けむり交流事業」にも拡大適用して支出されている。また、補助金の交付決定通知について、指令番号を付す必要がないが、様式はそのままとなっている。	海老名市都市間交流協会に対する補助金交付要綱を一部改正し、協定方策が多様化することに伴う関係都市との交流事業に適用させるとともに、様式の見直しを行いました。